

## 民法成立史一斑(一)

### 筑波大学附属図書館蔵「穂積文書」採録

阿部 徹

まえおき

本稿は、筑波大学附属図書館所蔵のいわゆる「穂積文書」のうち、旧民法および明治民法の制定に関する資料を採録したものである。

昭和二七年三月、故穂積重遠博士の蔵書の一部が東京教育大学附属図書館に寄贈され(文部省科学研究費補助金による購入の手続を経た)、筑波大学の創設に伴い同大学附属図書館に移管された。寄贈された蔵書は約四千点に及ぶ。その大部分は法律書を中心とする和書であるが、中には父陳重博士の保管に係る立法関係資料や同博士のノート等が若干含まれて

おり、明治期の法典編纂研究の観点から、また同博士の思想と学問研究の観点から、学界の注目を浴びた。

第一に、故福島正夫教授(東京大学)は、川田昇教授(神奈川大学。元東京教育大学院博士課程)との協働のもとに、右の資料を点検し、東京大学に寄贈された「穂積文書」と合わせて各法分野ごとにこまかく整理された(同編『穂積陳重博士と明治・大正期の立法事業』昭和四二年 民法成立過程研究会)。ちなみに、立法関係資料の多くは東京大学に寄贈されたようであり(福島正夫編『明治民法の制定と穂積文書』昭和三十一年 民法成立過程研究会)参照。以上いずれも、福島正夫編『穂積陳重立法関係文書の研究』(平成元年 信山社)に収録されている。筑波大学所蔵のものは数量的に

はそう多くない。第二に、磯野誠一教授（東京教育大学は、陳重博士の講義ノート『相統法原理講義』に注目し、これを活字化された（同『穂積陳重「相統法原理講義」東京教育大学文学部紀要社会科学論集一四号（昭和四二年）』。これは平成三年、信山社から単行本として出版された）。第三に、向井健教授（慶応義塾大学）は、旧民法人事編の草案とみられる文書を学界未知の新資料として紹介し、旧民法編纂事業は明治一二年に開始されたとの仮説をたてられた（同『新たな民法人事編草案——明治十二年草案と、その周辺——』法学研究五八巻七号（昭和六〇年））。その他、前田達明教授（京都大学）が右の向井論文に引用された文書（後出二〜四）の参照を希望されたし、廣中俊雄教授（創価大学）も「穂積文書」の閲覧をご希望のようである。

ところで、右の蔵書は「穂積文庫」とか「穂積文書」とか呼ばれているが、筑波大学附属図書館では一般図書と同様に扱われており、特別のコナーが設けられているわけではないし、目録・カードなどにより一括されているわけでもない。受入れ後、所在不明になったものもあるようである。分類もかなり大ざっぱなもので、再整理ないしコンピュータによる検索システムへの組入れはまだ行なわれるに至っていない。その内容を概観するには、寄贈当時、古書肆によって作成されたとみられる『穂積文庫目録』（謄写版刷）と、東京教

育大学附属図書館の『図書出納簿』があり、いちおう一覽表としての役を果たすが、分類はまったくなされておらず、分量が多いこともあつて参照には不便というほかはない。図書以外の文書については、表題からだけでは、必ずしもその内容を窺い知ることができない。

こうした状況は筑波大学に籍を置いて以来ずっと気になっていたのであるが、膨大な作業量を考ええると、本格的な整理に着手するには二の足を踏まざるをえなかつた。しかし、図書はともかくとして、資料の中にはすでに汚損や腐食の進んでいるものもある。貴重な資料が含まれているとすれば、少しでも早くこれを学界の共通財産にする必要がある。本学での残された私の任期も少なくなつてきた。あれやこれや考え、本格的な整理や個別資料の検討はいちおう棚上げして、とりあえず民法制定に関する資料だけでも、これを確認し、必要かつ有益と思われるものを活字にしておこうと考えるに至つた。各資料に「解題」を添えるだけの能力や時間的余裕がないので、いまのところ、単なる紹介にとどめるほかはない。点検作業をまだ終えていないので確言はできないが、掲載は本号以下、一〇回前後に及ぶ見込みである。都合により、旧民法人事編関係の資料の紹介から始める。関心をお持ちの方のお役に立てば幸いである。

なお、採録にあつては次の点に留意した。

## 第一部 旧民法関係資料

### 一 人事編関係

#### 一 明治十年 民法草案(略)

(いわゆる「明治一二年民法草案」の一部。和綴じの活字本。第一編「人事」(一〇四七〇条)のほか、第二編「財産及ヒ財産所有權ノ種類」(四七一〇六二五条)を収める。冒頭に、民法編纂委員牟田口通照および箕作麟祥から大木司法卿に宛てた献辞(明治一〇年九月付)が記されている。目録(目次)には卷ごとに起草および竣草の時期が記載されており、第一編は明治九年六月一日起草、同年九月二二日竣草となっている。本草案の成立経過などについては、石井良助『民法典の編纂』(昭和五四年 創文社)二〇二頁以下、手塚豊『明治民法史の研究(上)』(平成二年 慶応通信)二〇三頁以下などを参照。案文は、第三編も含めて、星野通「明治十一年民法草案」(松山経済専門学校商経研究会研究彙報一一号(昭和一九年)に復刻されている。)

### 二 立法資料 民法草案<sup>〔1〕</sup>

#### 民法草案

① 対象は法律の案文、およびこれに直接関連する解説や意見の類いに限定した。資料中には立法過程で参照したとみられる諸外国の事情やわが国の実態調査などに關する資料(手書きのものを含む)もあるが、本稿では取り上げない。活字本やすでに復刻されているものなど、他でも入手可能と思われる資料については項目を掲げる程度にとどめた。

② 旧民法関係と明治民法関係に大別して資料を並べる。見出しは原則として各資料の表記をそのまま用いた。作成時期不明の文書も少なくないので、必ずしも年代順にはなっていない。

③ 資料の形態や書込みの有無・内容なども必要に応じて注記した。当該資料に言及した文献も、判明した限りで引用しておいた。

④ 資料中の旧漢字は、固有名詞を除き、原則として新字体に改めた。略字・当字や明白な誤記を改めるなど、実質的変更にならない限度で修正を施した部分もある。判読不能の箇所につき無理な推定はしない。意味不明の語句や文章もそのまま掲げた。資料中のルビ・傍点や横線などは原文どおりである。注記の番号および「〔 〕」による記入は筆者による。

第一編 人事

第一卷 私権ヲ享有シ及私権ヲ行フ事

第一条 私権ハ人ト人トノ間ニ其私ノ交際ヲ規定スル所ノ  
權利ナリ即チ民法ニ因リ与ヘタル總テノ權利ハ大概  
私権ナリ

第二条 總テノ日本人ハ私権ヲ享有スルモノトス

第三条 外国人ハ日本ノ法律ニ因リ特別ニ禁シテアラサル所  
ノ私権ヲ日本ニ於テ享有スルモノトス又右ノ法律ニ因リ禁  
シタル所ノ權利ノ享有ニ付テハ日本政府ト其外国人ノ政府  
トノ間ニ條約ノ存在スルヲ必要トス

第四条 日本人ト婚姻スル外国ノ女ハ其夫ノ分限ニ從ヒ日本  
人トナルモノトス

外国人ト婚姻スル日本ノ女ハ其夫ノ分限ニ從ヒ外国人トナ  
ルモノトス

第五条 重罪又ハ輕罪ノ為メ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ  
刑法ニ因リ定メタル條目ニ從ヒ其私権ヲ行フ事ヲ禁  
セラルルモノトス

第二章 身分証書

第一章 總則

第六条 身分証書ハ出生、養子、婚姻、離婚、死去等ノ如  
キ人ノ身分ヲ組成スル所ノ總テノ事柄ヲ公ケニ証スル為  
メ戸長ノ役所ニ於テ設ケタル簿冊上ニ記入スヘキ所ノ

証書ナリ

第七条 戸長ハ各町村ニ於テ身分取扱役タルノ職務ヲ  
行フモノトス

第八条 身分証書ヲ記入スル所ノ簿冊ハ各戸長ノ役所ニ於テ  
ニタ通り設ケヘシ此ノ簿冊ハ身分証書ノ簿冊  
ト名ツク

第九条 身分証書ニ於テハ身分取扱役ハ出席人ヨリ申述スヘ  
キ所ノ事柄并ニ其申述ノアリタル年、月、日、時及ヒ其  
申述ニ關係アル總テノ人ノ姓、名、年齢、職業、住所  
ヲ表明スヘシ

第十条 身分証書ニ付テノ申述ヲ為スノ義務アル者ハ其者ノ  
自署及ヒ押印シタル名代証書ヲ具有スヘキ名代人ヲ以  
テ已レニ代ハラシムルコトヲ得

第十一条 身分証書ノ記入ノ為メニハ証人ヲ必要トス其証人  
ハ關係人ノ撰ミニテ男且丁年ノ者ノミタルヘシ

第十二条 身分取扱役ハ簿冊上ニ記入シタル身分証書ヲ出席  
人ニ誦聞カスヘシ

第十三条 其証書ハ身分取扱役及ヒ出席人自署及ヒ押印スヘ  
シ

第十四条 身分証書ノ簿冊ハ公用紙ヲ以テ作ルヘク  
且ツ初審判所ノ上席人ハ第一葉ニ「第一」ト  
書シ終葉ニ「終り」ト書シ而メ各葉ニ割印及ヒ番号ヲ附ス

へシ

第十五条 身分証書ハ其簿冊上ニ一モ空白ナク連続シテ記入スヘシ 塗抹 及ヒ参照ノ書入ハ身分取扱役及ヒ出席人其証書ノ本文ト同一ノ方法ニテ自署及ヒ押印スヘシ

第十六条 毎年ノ終ニ身分取扱役ハ其簿冊上ニ奥書ヲ為スヘク而メ翌年ノ第一月内ニ二タ通りノ簿冊ノ中其一通ヲ其役所ノ最モ安全ナル場所ニ蔵メ他ノ一通ヲ初審裁判所ノ書記局ニ蔵ムヘシ

第十七条 総テノ人ハ身分証書ノ簿冊ノ預リ人ヨリ其簿冊ノ抜キ書ヲ自己ノ費用ニテ己レニ渡サシムルコトヲ得 其抜キ書ハ其預リ人自署及ヒ押印スヘク而メ贋造ノ訴アル迄ハ証 拠トスヘシ

第十八条 若シ身分証書ノ簿冊ヲ失フトキハ其關係人ニ其亡失并ニ己レノ身分ノ証スルコトヲ許スヘシ

第十九条 身分ニ係ル証書ノ記載ヲ既ニ記入シタル他ノ証書ノ端ニ為スヘキ所ノ總テノ場合ニ於テハ關係人ノ願ヒニテ身分取扱役己レノ保チタル簿冊上ニ其記載ヲ為スヘシ 初審裁判所ノ書記役ハ身分取扱役ヨリ其裁判所ノ書記局ニ為スヘキ所ノ通知ノ上己レノ保チタル簿冊上ニ前ト同一ノ記載ヲ為スベシ

第二十条 若シ身分取扱役及ヒ書記役ノ前教条ニ違 背スルトキハ關係人へノ損失ノ償ヒニ触ルルコトナク十円ニ過ク

民法成立史一斑 (一)

へカラサル罰金ヲ以テ罰セラルヘシ

第二十一条 身分証書ヲ贋造シ又ハ変造スル所ノ身分取扱役、裁判所ノ書記役及ヒ其他ノ人ハ刑法ニ載スル刑ヲ以テ罰セラルヘシ

第二十二条 偽リノ申述ヲ為ス所ノ人及ヒ其申述ニ立会フ所ノ証人ハ亦刑法ニ載スル刑ヲ以テ罰セラルヘシ

第二十三条 檢察官ハ簿冊ノ景状ヲ檢視スヘク而メ若シ其簿冊ニ違 則アルトキハ刑ノ適行ヲ 求ムヘシ

第二十四条 身分証書ニ於ル錯誤 改正ノ訴ハ其証書ヲ記セシ場所ノ初審裁判所ニ為スヘク而メ裁判所ハ檢察官ノ求メノ上ニテ裁判ヲ言渡スヘシ若シ關係人ヲ呼出スノ要アルトキハ呼出スコトヲ得

第二十五条 其改正ノ裁判言渡ヲ得ル所ノ原告人ハ身分取扱役ニ其裁判言渡書ヲ渡スヘク其裁判言渡書ハ身分取扱役ニ渡サルルヤ否身分取扱役簿冊上ニ記入シ且ツ其改正シタル証書ノ端ニ其裁判言渡書ノ記載ヲ為スヘシ但シ控訴ノ場合ハ別段ナリ

第二十六条 初審裁判所カ身分ニ係ル証書ヲ裁判スル總テノ場合ニ於テ關係人ハ其裁判言渡ヲ控訴ノ方法ニ因テ駁撃スルコトヲ得

第二十七章 出產ノ申述ハ分 娩ノアリシ日ヲ算セス其分

三〇三

第三章 養子ノ証書

第二十八條 子ノ出產ハ父ヨリ申述スヘシ又父ノアラサルニ  
於テハ其分媿ニ立會シ所ノ總テノ人ヨリ申述スヘシ

第二十九條 出產ノ申述ヲ為ストキハ身分取扱役ハ証人ノ面  
前ニ於テ即時ニ其証書ヲ記スヘシ

第三十條 出產ノ証書ニハ出產ノ年、月、日、時、場所、其  
子ノ男女、其子ニ与ヘントスル所ノ名、父母及ヒ証人ノ姓、

名、職業、住所ヲ表明スヘシ

第三十一條 私立ノ子ノ出產ノ証書ニ於テハ出席人ヨリ父  
ヲ表示スル時ニテモ父ノ姓名ヲ掲出スヘカラス但シ父自ラ

其子ヲ認ムルコトヲ申述スル所ノ場合又ハ父其子ノ  
認メノ証書ヲ差出ス所ノ場合ハ別段ナリ

第三十二條 若シ身分取扱役、或人カ初生ノ子ヲ見出シタル  
コトノ申述ヲ受クルトキハ出產ノ簿冊上ニ其子ノ見掛ケノ

年齢、其男女、其子ニ与ヘントスル所ノ姓名并ニ其子ノ渡サ  
レントスル所ノ人ノ姓名、職業、住所ヲ記入スヘシ

第三十三條 若シ出產ノ証書ヲ記スル前ニ子ノ死去スルトキ  
ハ身分取扱役死去ノ簿冊上ニ出產ノ証書ト死去ノ証書トニ

均シク用立ツ所ノ証書ヲ記入スヘシ

第三十四條 若シ出產ノ証書ノ記成ノ後ニ父私生ノ子ヲ認ム  
ルトキハ其認メノ証書ヲ身分取扱役ニ差出スヘク身分取扱  
役ハ其出產ノ証書ノ端ニ其認メノ証書ヲ記載スヘシ

第四章 婚姻ノ証書

第三十五條 婚姻ヲ行ヒシトキハ關係人ハ三日内ニ其場所  
ノ身分取扱役ニ下ニ記スル所ノ事ヲ申述スヘシ

第一 夫妻ノ姓、名、年齢、職業、住所、出產ノ場所

第二 夫妻ノ父母及ヒ養父母ノ姓名、職業、住所

第三 父母、養父母、其他ノ尊屬親又ハ親族會議ノ  
承諾ノ証書

第四 証人二人ノ姓、名、年齢、職業、住所

第五 婚姻ヲ行ヒシ年、月、日

第三十六條 婚姻ノ申述ヲ為ストキハ身分取扱役即時ニ証人  
二人ノ面前ニ於テ前 條ニ載スル所ノ事ヲ包含スル所  
ノ婚姻ノ証書ヲ記スヘシ

第三十七條 離婚ノ証書  
係人ハ三日内ニ其住所ノ身分取扱役ニ下ニ記スル所ノ事ヲ  
申述スヘシ

第一 夫妻ノ姓、名、職業、住所

第二 婚姻ヲ行ヒシ年、月、日、場所

第三 子ノ姓、名、年齢、男女

第四 父母、養父母、其他ノ尊屬親又ハ親族會議ノ承諾

ノ証書

第五 証人ノ姓、名、職業、住所

第三十八條 裁判上ノ離婚ノ場合ニ於テハ關係人ハ前條ニ定ムル申述ノ外(証人ノ姓等ノ記載ハ必要トセス)身分取扱役ニ其裁判言渡書ヲ差出スヘシ

第三十九條 離婚ノ申述ヲ為ストキハ身分取扱役ハ即時ニ証人ノ面前ニ於テ第三十七條ニ載スル所ノ事ヲ包含スル所ノ離婚ノ証書ヲ記スヘシ然レトモ裁判上ノ離婚ノ場合ニ於テハ証人ノ立会ヲ必要トセス

第四十條 身分取扱役ハ婚姻ノ証書ノ端ニ離婚ノ記載ヲ為スヘシ 若シ夫妻カ離婚ノ場所ノ外ニテ婚姻セシトキハ離婚ノ証書ヲ記セシ身分取扱役ハ別ニ右ト同一ノ証書ヲ紙面上ニ記シ而メ其証書ヲ婚姻ヲ行ヒシ場所ノ身分取扱役ニ送ルヘシ此終リニ載スル身分取扱役ハ婚姻ノ証書ノ端ニ離婚ノ記載ヲ為スヘシ

第六章 死去ノ証書

第四十一條 死去ノ申述ハ二十四時内ニ血屬親又ハ其他ノ者ナル証人ヨリ其場所ノ身分取扱役ニ為スヘク其身分取扱役ハ其申述ニ拠リ死去ノ証書ヲ記スヘシ

第四十二條 死去ノ証書ニハ下ニ記スル所ノ事ヲ包含スヘシ

- 第一 死者ノ姓、名、年齢、職業、住所、出産ノ場所
- 第二 死者ノ結婚シテアルトキハ其配偶者又ハ「ペウ

フ) デアルトキハ前夫又ハ前妻ノ姓、名

第三 死去ヲ申述スル者ノ姓、名、職業、住所

第四 死者ノ父母ノ姓、名、職業、住所

第五 死去ノ年、月、日、時、場所

此等ノ表 明ノ中ニ若シ知ルコトヲ得サル所ノモノアルトキハ其記載ヲ為スヘシ

第四十三條 若シ非命死ノ徵アルトキハ警察ノ役員 其死者ノ年齢、職業、住所、出産ノ場所等ヲ証スル所ノ書面ヲ記シ而メ其書面ヲ其場所ノ身分取扱役ニ送ルヘク其身分取扱役ハ其書面ニ拠リ死去ノ証書ヲ記スヘシ

第四十四條 刑ヲ言渡サレタル者ノ死刑ノ執行ノ場合ニ於テハ当管ノ官吏 第四十二條ニ載スル所ノ事ヲ包含スル書面ヲ其場所ノ身分取扱役ニ送ルヘク其身分取扱役ハ其書面ニ拠リ死去ノ証書ヲ記スヘシ

第四十五條 非命死又ハ獄舎徒刑場等ノ内ニ於テ死去シ又死刑ノ執行ノ總テノ場合ニ於テハ死去ノ証書上ニ此等ノ景況ノ一ノ記載モ為スヘカラス

第三卷 住所

第四十六條 總テノ日本人ノ住所ハ其主タル居所ナリ

第四十七條 住所ノ變易ハ他ノ場所ニ於ル現在ノ居住ノ実事ト他ノ場所ニ其主タル居所ヲ定ムルノ意トヲ合スルニ因リ成ルモノトス

第四十八條 其意ノ証拠ハ八人ノ去ラントスル所ノ場所ノ戸長ノ役場ト人ノ其住所ヲ移サントスル所ノ場所ノ戸長ノ役場トニ為ス明 確ナル申述ヨリ生スルモノトス

第四十九條 明確ナル申述ノアラサルニ於テハ其意ノ証拠ハ景況ニ関スルモノトス

第五十條 總テノ公ケノ 職務ヲ承クル事ハ官 吏ノ其職務ヲ行フヘキ所ノ場所ニ於テ其官吏ノ住所ノ轉移ヲ起スモノトス但シ反對ノ証拠アルトキハ別段ナリ

第五十一條 結婚シタル女ハ其夫ノ家ニ其住所ヲ有スベシ後見ヲ免カレサル幼者ハ父母ノ家ニ其住所ヲ有スベシ父母ノアラサルニ於テハ後見人ノ家ニ其住所ヲ有スベシ

治産ノ禁ヲ受ケタル者ハ後見人ノ家ニ其住所ヲ有スベシ

第五十二條 他人ノ家ニ於テ仕ヘ又ハ労働スル所ノ丁年者ハ其他人ト同一ノ家屋内ニ居住スルトキハ其他人ノ家ニ己レノ住所ヲ有スベシ

第五十三條 人權ノ訴又ハ動産ノ訴ハ被告人ノ住所ノ裁判所ニ持出スベシ

總テノ裁判上ノ証書ハ關係人ノ一方ヨリ他ノ一方ノ住所ニ公達スヘシ

第五十四條 財産相続ハ死者ノ住所ニ於テ開始スヘシ

第五十五條 若シ一ツノ証書ニ關係人双方又其中ノ一方ニテ其同証書ノ執行ノ為メ現在ノ住所ノ場所ヨリ他ノ場所ニ於

ケル住所ノ撰定ヲ包含スルトキハ其証書ノ執行ニ関スル公達ハ約定シタル住所ニ為スヘク及ヒ其証書ノ執行ニ関スル訴訟ハ其住所ノ裁判所ニ為スヘシ然レトモ債主ノ独 專ノ利益ノ為メニ住所ヲ撰定スルトキハ債主ノ摺ミニ從ヒ公達ハ其負債者ノ現在ノ住所ニ為スコトヲ得及ヒ訴訟ハ其住所ノ裁判所ニ為スコトヲ得

第四卷

第一章 失踪ノ思量

第五十六條 若シ人ノ消息ナク其住所又ハ其居在所ノ場所ニ現出セ ス而メ其失踪ヲ思量スルノ要アルトキハ關係人其人ノ住所ノ初審裁判所ニ其管財人ヲ任センコトノ為メ訴出ルヲ得但シ失踪ノ思量ヲ受ケタル者其財産ノ管 理ノ為メ名代ノ委任状ヲ遺シタルトキハ別段ナリ

第五十七條 失踪ノ思量ヲ受ケタル者ノ債主ハ管財人ニ對シ訴訟ヲ為スコトヲ得

第五十八條 管財人ハ失踪ノ思量ヲ受ケタル者ノ權利ヲ保全スルヲ為メ總テノ所為ヲナスヘシ

第五十九條 檢察官ハ失踪ノ思量ヲ受ケタル者ノ利益ヲ監視スルコトヲ特別ニ 任セラレ而メ其失踪ノ思量ヲ受ケタル者ニ關係スル所ノ總テノ訴訟ニ付テハ其意見ヲ聴カルベシ

第二章 失踪ノ公告



第六十條 若シ人ノ其住所又ハ居在ノ場所ニ現出セス而メ三年以來其消息ヲ得サルトキハ關係人其失踪ノ思量ヲ受ケタル者ノ住所ノ初審裁判所ニ其失踪ヲ公告センコトノ為メ訴出ルヲ得

第六十一條 其訴訟ヲ受クル裁判所ハ其差出ス所ノ証拠書類ニ抛リ檢察官ト立合ノ上 証人審問ヲ為サンコトヲ命スヘシ 若シ失踪ノ思量ヲ受ケタル者ノ居在ノ場所カ其住所ト異ナリテアルトキハ其裁判ハ居在ノ場所ノ裁判所ニ亦同一ノ方法ニテ証人審問ヲ為サンコトノ為メ「コムミツシオン、ロガトアール」ヲ宛送ルヘシ

第六十二條 裁判所ハ其訴訟ニ付 裁定スルニ於テ失踪ノ理由及ヒ失踪ノ思量ヲ受ケタル者ノ消息ヲ得ルノ妨ケトナル原因ニモ亦 注意スヘシ

第六十三條 若シ裁判所カ証人審問ノ後失踪ヲ公告スルノ必要ナルコトヲ思考スルトキハ失踪公告ノ裁判言渡ヲ為スヘシ 其裁判言渡ハ訴訟法ニ因リ定ムル方法ニテ公ケニ為スヘシ

### 第三章 失踪公告ノ効

第六十四條 失踪公告ノ裁判言渡ニ因リ 失踪者ノ相続人ハ失踪者ニ屬スル所ノ財産ノ 仮ノ 保有ヲ受ク 爾コトヲ得而メ管財人ハ其職務ヲ解カルヘシ

第六十五條 若シ失踪者ノ名代ノ委任狀ヲ遺セシトキハ其相

続人ハ失踪者ノ家出又ハ其最終ノ消息以來十年ノ後ニ非レハ 仮ノ 保有ヲ受クルコトヲ 請求スルヲ得ス但シ十年ノ經過ノ間ニ名代委任狀ノ期限ノ尽キ又ハ名代人ノ死去スルトキハ別段ナリ

第六十六條 失踪公告ノ裁判言渡ノ後ハ失踪者ノ債主ハ財産ノ 仮ノ 保有ヲ有スル財産相続人ニ對シ訴訟ヲ為スコトヲ得

第六十七條 若シ遺囑ノ證書アルトキハ其遺囑ノ贈遺ヲ受クル者ハ己レニ遺囑ノ贈遺ト為サレタル所ノ財産ヲ 仮ニ收受スルコトヲ得

第六十八條 仮ノ 保有ハ之ヲ得ル所ノ相続人ニ失踪者ノ財産ノ管理ヲ与フルモノトス之カ為メ相続人ヲ失踪者歸來ノ場合ニ於テ其失踪者ニ對シ 算計ヲ為スノ義務アルモノトスヘシ

第六十九條 仮ノ 保有ヲ得タル所ノ相続人ハ証人ノ面前ニ於テ公証人ヲシテ失踪者ノ 動産及ヒ證書ノ目錄ニ取掛ラシムヘシ

若シ動産ヲ売ルコトノ有益ナルトキハ其売却ハ裁判所ノ 允許ノ上ニテ為スヘク而メ其売却ノ代金并ニ失踪者ノ為メニ收受シタル金額ハ失踪者ノ利益ニ於テ用フヘシ

第七十條 仮ノ 保有ヲ得タル所ノ相続人ハ鑑定人ヲシテ 不動産ノ 評価ニ取掛ラシムベシ 其鑑定人ノ 証明書ハ相続人 保存スヘシ

第七十一条 前二条ニ因リ定ムル手續ノ總テノ費用ハ失踪者ノ財産ヨリ取ルヘシ

第七十二条 若シ仮ノ保有ノ間ニ失踪者ノ再現スルトキハ其財産ヲ其仮ノ保有ヲ得ルコトノ時期ニ存在セシメ所ノ景状ニテ取戻スヘシ但シ相続人ノ方ニ於テ一ノ過失ナクシテ其財産ノ滅尽又ハ損壞シ若クハ裁判所ノ允許ヲ以テ其財産ノ所有ヲ轉移シ、書入ニ為シ又ハ質入ニ為シタルトキハ別段ナリ

第七十三条 失踪者ノ財産ノ仮ノ保有ヲ得タル所ノ相続人ハ若シ失踪者カ家出ノ日又ハ最終ノ消息ノ日以来十五年ノ前ニ再現スルトキハ其財産ヨリ收獲シタル入額ノ五分一ヲ其失踪者ニ返スヘク而メ若シ失踪者カ十五年ノ後ニ再現スルトキハ其十分一ヲ返スベシ

失踪ノ三十年ノ後ハ相続人ハ入額ノ一ツモ返スニ及ハス

第七十四条 失踪者ノ財産ノ仮ノ保有ヲ得タル所ノ相続人ハ其財産ノ所有ヲ轉移スルトコトヲ得ス又書入ニ為スコトヲ得ス又質入ニ為スコトヲ得ス但シ此等ノ所為ノ必要又ハ有益ナル所ノ場合ニ於テ此等ノ所為ヲナスコトヲ裁判所ヨリ允許セララルトキハ別段ナリ

第七十五条 若シ失踪公告以來其失踪ノ三十年間繼續シタルトキ又ハ失踪者ノ出產以來百年ノ經過スルトキハ相続人ハ初審裁判所ヨリ確定ノ保有ヲ受クルコトヲ言渡サシム

ルヲ得

第七十六条 失踪者ノ財産ノ確定ノ保有ヲ得タル所ノ相続人ハ其財産ノ所有ヲ轉移シ、書入ニ為シ、質入ニ為シ及ヒ所有者タル總テ其他ノ所為ヲナスコトヲ得

第七十七条 若シ確定ノ保有ヲ受クルコトノ後ニ失踪者ノ再現スルトキハ相続人ハ其財産ヲ唯其現存スル所ノ景状ニ於テノミ返スヘク并ニ売リシ財産ノ代金及ヒ其代リニ得タル財産ノ所有權ヲ返スヘシ

第七十八条 失踪者ノ子及ヒ卑屬親ハ確定ノ保有ヲ受クルコトヨリ算シ三十年内ニ自ラ其財産ヲ承継スル為メ相続人ヨリ已レニ其財産ヲ返サンコトヲ訴フルヲ得

第四章 失踪者ノ夫又ハ妻及ヒ子ニ係ル失踪ノ効

第七十九条 其配偶者ノ再婚ヲ契約シタル所ノ失踪ノ夫又ハ妻ハ自身又ハ其生存ノ証拠ヲ具有スル其名代人ヲ以テ此再婚ヲ駁撃スルヲ聽サルモノトス但シ刑法ニ於テ定ムル重婚ノ刑ト触ルルコト無シ

第八十条 若シ失踪ノ思量ヲ受ケタル父カ相互ノ婚姻ヨリ挙ケシ幼年ノ子ヲ遺留セシトキハ母ハ其子ノ監督ヲ為スヘク且ツ其子ノ教育ニ付キ父ノ總テノ權ヲ行フヘシ

第八十一条 父又ハ母ノ失踪公告ノ後ハ相互ノ婚姻ヨリ挙ケシ幼年ノ子ノ後見ハ第十卷(後見ノ卷)ニ定ムル規則ニ依テ為スヘシ

第五卷 婚姻

第一章 婚姻ヲ契約スルヲ得ル 為メ要セラレタル要件

第八十二条 男ハ滿十八歳ノ前女ハ滿十五歳ノ前ニ婚姻ヲ契約スルコトヲ得ス

併シナカラ重要ノ理由ノ為メ年齢ノ免許ヲ与フルコトハ司法卿ニ許サレテアル

第八十三条 夫妻トナル双方又ハ其中ノ一方ノ承諾アラサル時ハ婚姻ヲ契約スルコトヲ得ス

第八十四条 人ハ初メノ婚姻ノ解クルコトノ前ニ再婚ヲ契約スルコトヲ得ス

第八十五条 滿三十歳ノ年齢ニ達セザル所ノ男滿二十五歳ノ年齢ニ達セザル所ノ女ハ其父母又ハ養父母ノ承諾ナクシテ婚姻ヲ契約スルコトヲ得ス若シ父母ノ間ニ異議アルトキハ父ノ承諾ニテ足ルモノトス

第八十六条 若シ父又ハ母ノ一方ノ死去セシトキ又ハ其意ヲ表スルコト能ハサル景状ニアルトキハ他ノ一方ノ承諾ニテ足ルモノトス

第八十七条 若シ父母ノ死去セシトキ又ハ其意ヲ表スルコト能ハサル景状ニアルトキハ祖父父母ノ二代ルモノトス若シ祖父父母ノ間ニ異議アルトキハ祖父ノ承諾ニテ足ルモノトス

第八十八条 男ハ滿三十歳ノ年齢ニ達スルト雖モ女ハ滿二十

五歳ノ年齢ニ達スルト雖モ其父母又ハ其養父母ノ教諭ヲ求ムルコトナクシテ婚姻ヲ契約スルコトヲ得ス若シ其父母ノ死去セシトキ又ハ其意ヲ表スルコト能ハサル景状ニアルトキハ其祖父父母ノ教諭ヲ求ムルコトナクシテ婚姻ヲ契約スルコトヲ得ス

第八十九条 若シ父母モ養父母モ祖父父母モアラサルトキ又ハ孰レモ其意ヲ表スルコト能ハサル景状ニアルトキハ幼年ノ男又ハ女ハ親族會議ノ承諾ナクシテ婚姻ヲ契約スルコトヲ得ス

第九十条 前数条ニ包含スル条目ハ父又ハ母ヨリ認メラレタル私生ノ子ニ亦適用スヘキモノトス

第九十一条 認メラレサル所ノ幼年ノ私生ノ子及ヒ認メラレシ後ニ其父母ヲ失ヒシ所ノ幼年ノ私生ノ子又ハ父母ノ其意ヲ表スルコト能ハサル景状ニアル所ノ幼年ノ私生ノ子ハ後見人ノ承諾ナクシテ婚姻ヲ契約スルコトヲ得ス

第九十二条 直系ニ於テハ婚姻ハ總テノ血屬親ノ間及ヒ總テノ姻屬親ノ間ニ禁セララルモノトス

第九十三条 傍系ニ於テハ婚姻ハ血屬親タル兄弟及ヒ姉妹ノ間ニ禁セララルモノトス

第九十四条 婚姻ハ血屬親タル伯叔父及ヒ姪伯叔母及ヒ甥ノ間ニ亦禁セララルモノトス

第二章 婚姻ヨリ生スル所ノ義務

第九十五条 夫妻ハ婚姻ノ実事ノミニ因リ其子ヲ養育及

ヒ教訓スルノ義務ヲ相与ニ負フモノトス

第九十六条 子ハ窮乏ニアル所ノ其父母及ヒ他ノ尊屬親ニ

養料ヲ給スヘシ

第九十七条 婿及ヒ婦ハ亦前条ニ因リ定ムル場合ニ於テハ

其舅及ヒ姑ニ養料ヲ給スヘシ然レトモ若シ姑ノ再婚

ヲ契約スルトキ又ハ姻縁ヲ生セシ所ノ配偶者及ヒ相互ノ

子ノ死去セシトキハ其義務止ムモノトス

第九十八条 前二条ノ条目ヨリ出テ来ル義務ハ互易ノモノト

ス

第九十九条 養料ハ之ヲ求ムル所ノ者ノ窮乏ト之ヲ給スヘキ

所ノ者ノ家産トノ割合ニテ与フルモノトス

第一百条 若シ養料ヲ給スヘキ所ノ人ノ其養料ヲ給スルコト能

ハサル如キ景状ニ至ルトキハ其養料ヲ免カルルコトヲ

得又ハ養料ヲ求ムルノ權アル所ノ者ヲ引取り及ヒ養フコト

ヲ得

第一百一条 若シ養料ヲ求ムルノ權アル所ノ者ノ最早其全部又

ハ一部ノ要用アラサル如キ景状ニ復スルトキハ養料ヲ免レ

又ハ減スルコトヲ得

第一百二条 若シ父又ハ母ノ其養料ヲ給スヘキ所ノ子ヲ己レノ

居所内ニ引取り及ヒ養フコトヲ供陳スルトキハ其養料ヲ免

カルルコトヲ得

### 第三章 夫妻相互ノ權利及ヒ義務

第二百三条 夫ハ其妻ヲ保護スヘク妻ハ其夫ニ順聽スヘシ

第二百四条 妻ハ夫ト共ニ居住スヘク而メ夫ハ妻ヲ容接シ且ツ

其家産ト身分トニ從ヒ生計ノ需用ノ為メ必要ナル所ノ諸件

ヲ其妻ニ給スヘシ

第二百五条 妻ハ其夫ノ姓ヲ帶フヘシ

第二百六条 妻ハ其夫ノ允許ナクシテ契約ヲ為シ所有ヲ轉移シ

又ハ所有ヲ所得ト為スコトヲ得ス但シ妻ノ遺囑ノ贈遺ニ因

テ其財産ヲ所分スル所ノ場合ハ別段ナリ

第二百七条 妻ハ若シ公ケケノ商賣タルトキハ其夫ノ允許ナク

シテ其商業ニ関スル所ノ事ノ為メ契約ヲ為スコトヲ得 妻

ハ其夫ノ商 品ヲ売ルノミノ事ヲ為ストキハ公ノ商賣ト

看做ス可カラス然レトモ夫ト別ナル商業ヲ為ストキノミ公

ケノ商賣ト看做スヘシ

第二百八条 妻ハ其夫ノ允許ナクシテ公ケケノ商賣タルコトヲ得

ス

第二百九条 妻ハ公ケケノ商賣タルトキト雖モ其夫ノ允許ナクシ

テ原告人ノ分限ニテモ被告人ノ分限ニテモ訴訟ノ相手方

トナルコトヲ得ス

第一百十條 若シ夫正当ノ原因ナクシテ其妻ニ訴訟ノ相手方

トナルコトヲ允許スルヲ否ムトキハ裁判所ハ其妻ノ請求ノ

上ニテ其允許ヲ与フルコトヲ得

第百十一条 若シ妻ノ重罪ノ懲治罪又ハ違警罪ノ事ニ於テ訴ヘラレルトキハ其夫ノ允許ナクシテ裁判ニ於テ弁護スルコトヲ得

第百十二条 若シ夫ノ重罪ノ事ニ於ル刑ヲ言渡サルトキハ妻ハ其刑ノ期限ノ間ハ裁判所ノ允許ヲ得ルノ後契約ヲ為シ又ハ訴訟ノ相手方トナルコトヲ得

第百十三条 若シ夫ノ幼者治産ノ禁ヲ受ケタル者又ハ失踪者タルトキハ亦前条ト同シ

第四章 婚姻ノ証拠

第百十四条 何人ニ限ラス身分証書帳ニ記シタル婚姻ノ証書ヲ差出ササルトキハ婚姻ヲ行ヒシコトヲ証スルヲ得ス但シ第十八条ニ因リ定メタル場合ハ別段ナリ

第百十五条 適法ノ子タルノ景状ヲ保有スルコトハ若シ次ニ記スル所ノ三ツノ要件ノ相合シテ存スルトキハ婚姻証書ヲ差出ササルニ係ラス其子ノ為メ其父母ノ婚姻ヲ行ヒシコトノ証拠ナリトス

第一 其父母カ夫妻タルノ景状ヲ保有セシ事

第二 其父母ノ共ニ死去セシ事

第三 其子ノ不適法ノ者タルコトヲ知ルヲ得ル所ノ出産証書ヲ差出ス者ナキ事

第百十六条 若シ婚姻ノ証拠ヲ滅却セシコトカ重罪又ハ懲治罪ノ吟味手續ノ結果ニ因リ証セラルルトキハ身分証書

帳ニ其裁判言渡書ヲ記入スルコトヲ以テ夫妻ト其婚姻ニ因リ牽ケシ子トノ為メ其婚姻ヲ行ヒシコトノ証拠ナリトス

第百十七条 若シ夫妻又ハ其中一方ノ身分取扱役又ハ其他人ノ詐欺ヲ訴フルコトナクシテ死去セシトキハ婚姻ノ有効ノモノト為ス言渡ヲ得ルニ付關係アル所ノ總テノ人及ヒ檢察官ヨリ其婚姻ノ証ヲ復スル為メノ民事ノ訴訟ヲ起スコトヲ得

第五章 婚姻ノ解クル事

第百十八条 婚姻ハ左件ニ因リ解クルモノトス

第一 夫妻中一方ノ死去

第二 離婚

第六章 再婚

第百十九条 妻ハ前婚ノ解クルコトヨリ滿十ヶ月ノ後ニ非レハ再婚スルコトヲ得ス

第六卷 離婚及ヒ分居

第一章 離婚ノ原由

第百二十条 夫ハ其妻ノ姦通ノ原由ノ為メ離婚ヲ訟求スルコトヲ得

第百二十一条 夫妻ハ其中ノ一方ヨリ他ノ一方ニ對シ暴行、苛虐又ハ甚シキ凌辱ノ為メ互ヒニ離婚ヲ訟求スルコトヲ得

第百二十二条 若シ夫妻中一方ノ重罪ノ事ニ於ル刑ヲ言渡

サルルトキハ他ノ一方ヨリ離婚ヲ訟求スルコトヲ得  
第二百二十三条 前三条ニ定ムル所ノ理由ノ外若シ夫妻ノ間ニ其結縁ヲ耐ヘ難クナス所ノ景状アルトキハ夫妻中ノ一方ヨリ離婚ヲ求ムルコトヲ得

第二章 裁判上ノ離婚

第一節 裁判上ノ離婚ノ手續

第二百二十四条 離婚ノ訟求ノ理由ノ如何ナルトモ其訟求ハ夫妻ノ其住所ヲ有スル所ノ場所ノ初審裁判所ニ持出スヘシ

第二百二十五条 原告人タル夫又ハ妻ヨリ申立ル理由中ノ或ルモノカ檢察官ノ方ヨリ刑事ノ訴ヲ起サシムルトキハ離婚ノ訴ハ刑事裁判所ノ裁判ノ後迄停止シ置クヘク然ル後其離婚ノ訴ヲ再行スルヲ得

第二百二十六条 離婚ノ訟求ノ証書ニハ其理由ヲ詳記スヘシ但シ其証書ハ憑拠ノ証拠書類アルトキハ其証拠書類ト共ニ原告人タル夫又ハ妻ヨリ裁判所ニ出スヘシ

第二百二十七条 裁判官ハ夫妻双方出席スルトキハ其双方ニ又原告人ノミ出席スルトキハ其原告人ニ和解ヲ為スニ適當ト思考スル所ノ説論ヲ為スヘシ若シ裁判官和解ヲ為シ遂クルヲ得サルトキハ其調書ヲ作り且ツ其訟求ノ証書ト証拠書類トヲ檢察官ニ送達シ及ヒ双方ノ弁論ヲ開クコトヲ言渡スヘシ

第二百二十八条 双方ノ弁論ハ内密吟味ニ於テ為スヘク而メ裁

判官ハ檢察官ノ申立ノ上裁判ヲ言渡スヘシ  
第二百二十九条 双方ノ各々ハ互ニ己レノ証人ヲ呼出シ而メ其相手方ノ証人ニ対シ故障ヲ申述スルコトヲ得  
第二百三十条 証人審問ノ手續ハ訴訟法ニ定ムル規則ニ從ヒ内密吟味ニ於テ為スヘシ

第二百三十一条 若シ双方ノ者証人ニ対シ其相互ノ故障ヲ申述スルトキハ裁判官檢察官ノ意見ヲ聞シ後其故障ニ付裁判スヘシ  
第二百三十二条 離婚ニ於ル訟求ノ確定ノ裁判ハ公ケニ言渡スヘシ

第二百三十三条 若シ暴行、苛虐、甚シキ凌辱ノ理由ノ為メ又ハ夫妻ノ間ノ結縁ヲ耐ヘ難ク為ス所ノ景状ノ為メ離婚ニ於ル訟求ヲ為ストキハ其訟求ノ確カニ証拠アルトキト雖裁判官直チニ離婚ヲ許ササルコトヲ得

裁判官直チニ離婚ヲ許サル場合ニ於テハ原告人タル夫又ハ妻ニ被告人タル夫又ハ妻ノ住所ヲ去リ之ヲ容接スルニ及ハサルコトヲ允許シ且ツ妻ノ自ラ其需要ニ供スル為メニ十分ナル入額ヲ有セサルトキハ夫ニ其家産ニ准スル養料ヲ妻ニ給スヘキコトヲ言渡スヘシ

第二百三十四条 嘗試ノ一年ノ後若シ双方ノ者ノ和解セサルトキハ原告人ハ離婚ノ確定ノ裁判ヲ得ル為メ被告人ヲ裁判所ニ呼出スコトヲ得

第三百三十五條 若シ夫妻中一方ノ者ノ重罪ノ事ニ於ル刑ヲ言渡サレシコトノ訳柄ニ因リ離婚ヲ請求スルトキハ其遵守スヘキ法式ハ唯其刑ノ裁判言渡書ト其同シ裁判ハ最早一ノ法律上ノ方法ニ因リ更改スルヲ得サルコトヲ記シタル重罪裁判所ノ保証書トヲ初審裁判所ニ差出スニ止マルモノトス

第二節 裁判上ノ離婚ニ関スル仮ノ処置

第三百三十六條 子ノ仮ノ管理ハ離婚ノ原告人又ハ被告人タル父ニ存スヘシ但シ母、親族又ハ檢察官ノ求めニ付裁判所ヨリ其子ノ更ニ大ナル利益ノ為メ右ニ異ナル言渡ヲ為シタルトキハ別段ナリ

第三百三十七條 離婚ノ原告人又ハ被告人タル妻ハ其訴訟ノ間夫ノ住居ヲ去リ而メ夫ノ家産ニ准スル養料ヲ求ムルコトヲ得

裁判所ハ妻ノ住居スヘキ家屋ヲ指示シ且ツ夫ノ妻ニ養料ヲ給スヘキ場合ニ於テハ其養料ノ高ヲ定ムヘシ

第三百三十八條 妻ハ其指示サレタル家屋ニ住居スルノ証ヲ立ルノ求メヲ受クル度ニ毎トニ其証ヲ立ツヘク其証ヲ立ツルコトナキトキハ夫ハ其養料ノ給与ヲ否ムコトヲ得

第三節 裁判上ノ離婚ノ効

第三百三十九條 姦通ノ原由ノ為メ言渡サレタル離婚ノ場合ニ於テハ妻ハ刑法ニ定ムル刑ヲ言渡サルヘク而メ其妻ハ

決シテ其同罪人ト結婚スルコトヲ得ス

第三百四十條 裁判上離婚ノ場合ニ於テハ其離婚ノ言渡ヲ受ケシ夫又ハ妻ハ其婚姻ノ契約ニ因リ又ハ婚姻ノ契約セシ後ニ原告人タル夫又ハ妻ヨリ己レニ為セシ所ノ總テノ利益ヲ失フモノトス

第三百四十一條 若シ裁判上ノ離婚ヲ得シ所ノ原告人タル夫又ハ妻ノ其生計ヲ保スルレ為メニ十分ナル家産ヲ有セサルトキハ裁判所ハ其求めニ因リ被告人タル夫又ハ妻ノ財産ノ中ニテ之ニ養料ヲ与フルコトヲ得但シ其養料ハ被告人タル夫又ハ妻ノ入額ノ三分一二過ク可ラス

其養料ハ必要ナルヲ止ムル所ノ場合ニ於テハ廃スルモノトス

第三百四十二條 夫妻間ノ子ハ離婚ヲ得シ所ノ夫又ハ妻ニ委託スヘシ但シ裁判所ヨリ原告人タル夫又ハ妻、親族或ハ檢察官ノ求めノ上其子ノ更ニ大ナル利益ノ為メ其子ヲ被告人タル夫又ハ妻或ハ第三ノ人ノ管照ニ委託スヘキコトヲ言渡ストキハ別段ナリ

第三百四十三條 其子ヲ委託セラレタル人ノ何者タリトモ父母ハ互ヒニ其子ノ養育及ヒ教訓ヲ監督スルノ權ヲ保チ而メ其費用ヲ分担スヘシ

第三百四十四條 離婚ノ裁判ハ其婚姻ヨリ生レシ子ニ法律ニ因リ又ハ其父母ノ婚姻契約ニ因リ保セラレタル所ノ利益ノ一

ヲモ其子ヨリ剝除ス可ラス

第三章 相互ヒノ承諾ニ因ル離婚

第四百四十五条 夫妻ノ相互ヒノ承諾ニ因ル離婚ハ夫ニ付テハ  
滿三十歳ノ年齢ノ前及ヒ妻ニ付テハ滿二十五歳ノ年齢ノ前  
ハ其父母又ハ其養父母又ハ其祖父母ノ許 諾ナシニハ許サ  
サルモノトス

第四百四十六条 夫ニ付テハ滿三十歳ノ年齢ノ後及ヒ妻ニ付テ  
ハ滿二十五歳ノ年齢ノ後ハ夫妻ノ相互ヒノ承諾ニ因ル離婚  
ハ其父母又ハ其養父母又ハ其祖父母ノ教諭ヲ求ムルコトナ  
シニハ許サルモノトス

第四百四十七条 前二条ノ条 目ノ外婚姻ニ関スル第八十五条  
ヨリ第九十二条ニ至ル迄ノ規則ハ相互ヒノ承諾ニ因ル離婚  
ノ事ニ適用スヘキモノトス

第四百四十八条 夫妻ノ年齢ノ如何ナリトモ相互ヒノ承諾ニ因  
ル分居ハ其父母又ハ其養父母又ハ其祖父母ノ許諾ヲ得又ハ  
教諭ヲ求メタル後ニ許サルルモノトス

第四百四十九条 若シ此ノ卷ノ第一章ニ於テ記スル理由中ノ  
一アルトキハ夫妻中ノ一方ノ者ハ離婚ノ訟求ニ代ヘ分居  
ヲ訟求スルコトヲ得

第五十条 第二章ノ第一節ニ因リ定ムル規則ハ分居ニ於ケ  
ル訟求ノ手續ノ為メ遵守スヘシ

第五百一十一条 分居ノ言渡ヲ受ケシ妻ハ刑法ニ定ムル刑ヲ  
受クヘシ

第五百一十二条 夫ハ其妻ヲ再び引取ルコトヲ承諾スルニ於テ  
ハ姦通ノ為メ其妻ニ対シテ言渡サレタル刑ノ言渡ノ効ヲ  
止ムルコトヲ許サルルモノトス

第五百一十三条 若シ妻ノ姦通ニアラサル總テノ他ノ理由ノ為  
メ言渡サレタル分居ノ三年繼續シタルトキハ原 來 被告  
人タリシ所ノ夫又ハ妻ノ裁判所ニ離婚ヲ求ムルコトヲ得其  
裁判所ハ若シ分居ヲ止メ而メ再び 同居セシムル為メ裁  
判所ヨリ原告人ニ為シタル説 論ニ其原告人ノ直チニ  
承服スルヲ諾セサルトキハ其離婚ヲ許スヘシ

第七卷 第一章 親子タル事  
第七卷 第一章 適法ノ子  
第五百一十四条 結婚ノ間ニ懐胎サレタル子ハ夫ヲ父トス 然  
レトモ夫ハ其子ノ出産ノ前三百日目ヨリ百八十日目迄ニ  
經過セシ所ノ時ノ間ニ一家ニ在ラサルコトノ理由ニ因リ又  
ハ或ル偶生ノ事ノ効ニ因リ其妻ト同居スルコト能ハサリ  
シコトヲ証スルトキハ其子ヲ我子ニ非スト陳ルコトヲ得

第五百一十五条 夫ハ其 自然ノ無勢力ヲ申述シテ其子ヲ我子  
ニ非スト述ルコトヲ得然ノミナラス姦通ノ理由ノ為メ

其子ヲ我子ニ非スト述ルコトヲ得又但シ其子ノ出産ノ夫ニ  
隠サレシトキハ別段ニシテ此ノ場合ニ於テハ夫ハ其子ノ父



ニ非サルコトヲ証スルニ適當ナル総テノ実事ヲ申立ツルコトヲ許サルルモノトス

第百五十六條 夫ハ分居ノ後三百日ヲ経テ生レシ所ノ子ヲ我

子ニ非スト述ルコトヲ得然レトモ夫ハ其子ノ出産ノ前三百日目ヨリ百八十日目迄ニ經過セシ所ノ時ノ間ニ夫妻ノ實際同室セシトキハ最早其子ヲ我子ニ非スト述ルコトヲ得ス

第百五十七條 夫ハ婚姻ヨリ百八十日目ノ前ニ生レシ子ヲ我子ニ非スト述ルコトヲ得然レトモ次ノ場合ニ於テハ最早其子ヲ我子ニ非スト述ルコトヲ得ス

第一 夫ノ婚姻ノ前ニ其妻ノ懐胎ヲ知りシ時

第二 夫ノ其子ノ出産証書ニ立会ヒ且ツ其証書ニ

自署押印セシ時

第三 其子ノ生存スルヲ得ルモノタラサル時

第百五十八條 婚姻ノ解クルコトノ後三百日ヲ経テ生レシ子ハ夫ヨリ我子ニ非スト述ルコトヲ得

第百五十九條 夫ノ其子ヲ我子ニ非スト述ルコトヲ許サルル種々ノ場合ニ於テハ夫ハ其子ノ出産ノ場所ニ在ルトキハ一月内ニ其子ヲ我子ニ非スト述ルコトヲ必要トス

若シ夫ノ其子ノ出産ノ場所ニ在ラサルトキハ其帰来ノ後二月内ニ其子ヲ我子ニ非スト述ルコトヲ必要トス

若シ其子ノ出産ノ夫ニ隠サレシトキハ詐欺ノ発見ノ後二月内ニ其子ヲ我子ニ非スト述ルコトヲ得

第百六十條 若シ夫其子ヲ我子ニ非スト述ル為メニ有益ナル期限内ニ其事ヲ述ヘスシテ死去セシトキハ其財産相続人ハ其子ノ夫ノ財産ノ保有ヲ得シ所ノ時期又ハ財産相続人ノ其財産ノ保有ニ於テ其子ヨリ妨ケラレシ所ノ時期ヨリ算シ二月内ニ其子ヲ死者ノ子ニ非スト述ルコトヲ得

第百六十一條 本章ニ記シタル訴訟ヲ為ス為メニハ夫又ハ其財産相続人ハ親族會議ヨリ其子ニ与ヘタル特別ノ後見人ニ對シ其母ノ面前ニ於テ其訴訟ヲ為スヘシ

第二章 適法ノ子ノ子タル事ノ証

第百六十二條 適法ノ子ノ子タル事ハ身分証書帳ノ上ニ記入シタル出産証書ニ因リ証セラルルモノトス

第百六十三條 適法ノ子タル身分ノ保有ハ身分証書帳ノ上ニ記入シタル出産証書ノ無キニ於テハ適法ノ子タル事ヲ証スル為メニ足ルモノトス

第百六十四條 身分ノ保有ハ或人ト其或人ノ属スルト

言ヒ做ス所ノ家族トノ間ニ子タル事及ヒ縁族タル事ノ關係ヲ指示スル所ノ実事ノ十分ナル併合ニ因リ成ルモノトス 其実事ノ重要ナルモノハ左ノ如シ

第一 其人ノ其属スルト言ヒ做ス所ノ父ノ姓ヲ常ニ帶ヒタル事

第二 父母ノ其人ヲ常ニ己レノ子トシテ扱ヒ且ツ父母タルノ分限ニ於テ其人ノ養育、教訓及ヒ定業ヲ

管照シタル事  
オウラ、アウルビニ

第三 其人ノ人民社会及ヒ其家族ニ於テ常ニ父母ノ子トシテ看做サレタル事  
トシテ看做サレタル事

第六十五條 子ニ其出產証書ト適合シタル身分ノ保有アルトキハ其保有ヨリ生スル所ノ身分ハ己レヨリモ又他人ヨリモ争フコトヲ得ス

第六十六條 出產証書及ヒ身分ノ保有ノ無キトキ又ハ其子ノ誤リタル姓又ハ知レザル父母ノ生ミタルモノトシテ記入セラレタルトキハ適法ノ子タル事ノ証ハ証人ヨリ為スコトヲ得 然レトモ其証ハ書面ニ因レル証拠ノ端緒アルトキ又ハ思量或ハ徵憑ノ其証ヲ許スコトヲ決定スル為メ十分重要ナルトキニ非レハ許スコトヲ得ス

第六十七條 書面ニ因レル証拠ノ端緒ハ家系、父或ハ母ノ家藏ノ簿冊及ヒ書類又ハ被告人ヨリ出テタル總テノ証書又ハ生存スルニ於テハ原告人タル子ノ利益ニ反対スル利益ヲ有スルデアロウ所ノ人ヨリ出テタル總テノ証書ヨリ成ルモノトス

第六十八條 反對ノ証ハ請求人ノ其母ナリト言ヒ做ス者ノ子ニアラス又母タル事ノ証アリト雖母ノ夫ノ子ニアラサルコトヲ定ムルニ適當ナル總テノ方法ニ因リ為スコトヲ得  
第六十九條 身分ノ廢棄ノ罪ニ對スル刑事事ノ訴ハ身分ノ争ヒニ關スル民事ノ訴ニ付 確定ノ裁判言渡ノ後ニ非レ

ハ始ムルコトヲ得ス

第七十條 身分ノ請求ニ於ケル訴訟權ハ子ニ付テハ期滿免除セラレサルモノトス

第七十一條 其訴訟ハ請求セザリシ所ノ子ノ幼者ニテ死去シ又ハ其丁年ノ後五年内ニ死去セシトキニ非レハ其子ノ財産相続人ヨリ起スコトヲ得ス

第七十二條 財産相続人ハ子ヨリ其訴訟ヲ始メタルトキハ其訴訟ヲ繼續スルコトヲ得但シ其子ノ其訴訟ヲ止メ又ハ訴訟手續ノ最終ノ所為ヨリ算シ三年ヲ經過セシメシトキハ別段ナリ

第三章 私生ノ子

第一節 私生ノ子ヲ適法ノモノト為ス事

第七十三條 乱倫又ハ姦通ノ交接ヨリ生レシ者ヨリ他ノ私生ノ子ハ父母ノ其婚姻ノ前ニ其子ヲ認メ又ハ父母ノ其婚姻ノ証書ニ於テ其子ヲ認ムルトキハ其父母ノ婚姻ニ因リ適法ノモノトセラルルコトヲ得

第七十四條 適法ノモノト為ス事ハ卑屬親ヲ遺留スル所ノ死去セシ私生ノ子ノ為メニモ為スコトヲ得而メ此ノ場合ニ於テハ適法ノモノト為ス事ハ其卑屬親ヲ利スルモノトス

第七十五條 其父母ノ婚姻ニ因リ適法ノモノトサレタル私生ノ子ハ其婚姻ヨリ生レシトキト同一ノ權利ヲ有スルモノトス

第二節 私生ノ子ヲ認ムル事

第七十六條 私生ノ子ヲ認ムル事ハ出産ノ証書ニ因リ又ハ

其後ノ公正ノ証書ニ因リ為スコトヲ得

第七十七條 乱倫又ハ姦通ノ交接ヨリ生レシ子ヲ認ムル事

ハ許サレサルモノトス

第七十八條 父又ハ母ノ認ムル事ハ其之ヲ為シタル所ノ者

ニ対スルニ非サレハ其効ヲ有セサルモノトス

第七十九條 夫妻中一方ノ者其婚姻ノ前ニ其配偶者ヨリ他

ノ者トノ間ニ挙ゲシ所ノ私生ノ子ノ為メ結婚ノ間ニ為ス

認ムル事ハ其配偶者ニモ又其婚姻ヨリ生レシ適法ノ子ニモ

害トナルヘカラス

第八十條 私生ノ子ハ適法ノ子ニ等シキ權利ヲ有スルコト

ヲ得ス 私生ノ子ノ權利ハ財産相続ノ卷ニ規定ス

第八十一條 父タル事ヲ求ムル事ハ禁セラルルモノトス

然レトモ誘拐ノ場合ニ於テ若シ其誘拐ノ時期ノ其懐胎

ノ時期ニ当ルトキハ其子又ハ關係人ノ請求ニ因リ其誘拐者

ヲ其子ノ父ト言渡スコトヲ得

第八十二條 母タル事ヲ求ムル事ハ許サルルモノトス

其母タル事ヲ求ムル所ノ子ハ其母ノ生ミシ所ノ子ニ

相違ナク同一ノ者タルコトヲ証スヘシ 其子ハ書面ニ因レ

ル証拠ノ端緒アルトキニ非レハ証人ニ因リ其証ヲ為スコト

ヲ許ササルモノトス

民法成立史一斑(一)

第八十三條 父又ハ母ノ方ヨリノ總テノ認ムル事ハ子ノ方

ヨリノ總テノ認ムル事ト同シク其事ニ關係アル所ノ總テノ

人ヨリ争フコトヲ得

第八十四條 乱倫又ハ姦通ノ交接ヨリ生レシ子ハ父タル事

又ハ母タル事ヲ求ムルヲ許ササルモノトス

注(1) 司法省用箋(八行算紙)使用、手書きの文書。第一葉

右肩に「第一編十二年十二月」という朱字の書込みがあ

り、これをもとに、向井・前掲論文(「まえおき」参照)

一八頁は、この草案を明治一二年案と推定している。

(2) 原文は「私権ヲ享有スル事」であるが、朱字で訂正

されている。

(3) 「特別ニ」との語は朱字で挿入されたもの。一方、

原文では本条後段の「法律ニ因リ」の後に「特別ニ」

の語が記されていたが、こちらは朱点で抹消されてい

る。

(4) この後の行間欄外に「此所へ旧草案ノ箇条ヲ加フヘ

シ」との朱字の書込みがある。

(5) 欄外に「仏五十五条」との朱字の書込みがある。

(6) 欄外に「仏三百三十四条、三百四十、三百四十一」の要

考」との朱字の書込みがある。

(7) 「原語ヲ直訳スレハ「自然ノ子」ト云フノ義」との

割注がついている。

- (8) 欄外に「五十八条」との朱字の書込みがある。
- (9) 欄外に「仏六十二」との朱字の書込みがある。
- (10) 次行の余白に「此所へ旧稿第四十七条四十八条入ルベシ」との朱字の書込みがある。
- (11) 条文の記載はなく、欄外に「第三章除クベシ」との朱字の書込みがある。
- (12) 「ノ証書」は朱字による追記である。
- (13) この後の行間に「第六 婚姻ノ契約書アル時ハ其契約書ノ日附並ニ其契約書ヲ記シタル公証人ノ姓名、住所」との朱字の書込みがあり、欄外に「旧草案二十五」との書込みもある。
- (14) 欄外に「此一章除クベシ」との朱字の書込みがある。
- (15) 欄外に「旧草案五十五条ヲ以テ此四十一条ノ上ニ加フベシ」との朱字の書込みがある。
- (16) この後に「但埋葬ノ手續ハ刑法ノ定ムルニ拠ルベシ」との朱字の書込みがあるが、その脇に「コレハ除ク」とも記されている。
- (17) 「配偶者ヲ亡ヒシ者」との割注がついているが、これは朱字で「失偶者」と訂正されている。
- (18) 原文は「他ノ夫又ハ妻」であるが、朱字で訂正されている。
- (19) 原文は「証人」であるが、朱字で訂正されている。
- (20) 欄外に「仏八十一、八十二」旧草案五十九ト入替フベシ」との朱字の書込みがある。
- (21) 「獄舎徒刑場等ノ内ニ於テ死去シ又」は朱字による挿入である。
- (22) 次行の欄外に「旧草案六十三条此次ニ入」との朱字の書込みがある。
- (23) 原文は「変更」であるが、朱字で訂正されている。
- (24) 「人権ニ付テノ権利者ヲ云」との割注がついている。
- (25) 「人権ニ付テノ義務者ヲ云」との割注がついている。
- (26) 欄外に「管財人ノコトハ仏ニナシ」との朱字の書込みがある。
- (27) 欄外に「仏百十四条」との朱字の書込みがある。
- (28) 原文は「相對シテ」であるが、朱字で訂正されている。
- (29) 「モトヲリシコト」と朱字でルビが振られている。
- (30) 「一ノ裁判所ヨリ他ノ裁判所ニ其管轄地内ニ於テ訴訟審理ノ手續ヲ為スヲ托スル為メ差送ル委任状ヲ云」との割注がついている。
- (31) 欄外に「仏百二十条」との朱字の書込みがある。
- (32) 欄外に「仏百三十四」との朱字の書込みがある。
- (33) 欄外に「仏百二十三」との朱字の書込みがある。

- (34) 欄外に「仏百二十五」との朱字の書込みがある。  
 (35) 欄外に「仏百二十六」との朱字の書込みがある。  
 (36) 欄外に「証明書ハ評価書ヲイフ」との朱字の書込みがある。

(37) 欄外に「仏百二十八」「仏二千二百二十六」との朱字の書込みがある。

(38) 欄外に「仏百三十」との朱字の書込みがある。

(39) 欄外に「仏百三十九」との朱字の書込みがある。

ちなみに、この後は、ルビの訂正が数箇所あるだけで、その他の訂正や書込みはない。

### 三 司法省民法編纂局 民法草案<sup>(1)</sup>

#### 民法草案

##### 第一編 人事<sup>ベルンヌ</sup>

##### 第一卷 私<sup>ドロフ、ブリバレー</sup>権ヲ享有スル事及ヒ行フ事<sup>エキゼルヒス</sup>

##### 第一章 私権ヲ享有スル事

第一条 私権ハ人ト人トノ間ニ其<sup>ボットル、ブリス、アリス</sup>私ノ交際ノ規定スル所ノ<sup>ドロフ</sup>權利ナリ即チ民法ニ因リ与ヘタル<sup>コン、ヘ、エ、レ</sup>總テノ權利ハ<sup>アン、ゼ、ネ、ラ、ル</sup>大ニ概シ私権ナリ

第二条 總テノ日本人ハ私権ヲ享有スルモノトス

第三条 外国人ハ日本ノ法律ニ因リ特別ニ禁シテアラスル所ノ私権ヲ日本ニ於テ享有スルモノトス又右ノ法律ニ因リ

民法成立史一斑 (一)

禁シタル所ノ權利ノ享有ニ付テハ日本政府ト其外国人ノ政府トノ間ニ條約ノ存在スルヲ必要トス

第四条 日本人ト婚姻スル外国人ノ女ハ其夫ノ分限ニ從ヒ日本人トナルモノトス

外国人ト婚姻スル日本ノ女ハ其夫ノ分限ニ從ヒ外国人トナルモノトス

第五条 總テノ外国人ハ歸化ノ法律ニ從フニアラサレハ日本人タルノ分限ヲ得ルコトヲ得ス

第六条 然レトモ日本ニ於テ外国人ノ生ミシ總テノ人ハ其

丁年ノ時期ニ續ク所ノ一年內ニ日本人タルノ分限ヲ得ント求ムルコトヲ得其為メニハ其人ノ日本ニ居住スル

所ノ場合ニ於テハ其意ハ日本ニ其住所ヲ定ムルコト

ナル旨ヲ書面ニ因リ申述シ及ヒ其人ノ外国ニ居住スル所ノ

場合ニ於テハ其住所ヲ日本ニ定ムルコトノ決意ノ證書ヲ

出シ且ツ其決意ノ證書ヲ出セシヨリ一年內ニ日本ニ

現住スルコトヲ必要トス

第七条 前<sup>アルトス、アルトス、アルトス</sup>條ノ條目ハ若シ歸化セシ外国人ノ子カ其

父母ノ歸化ノ時幼者タリシ時ハ其子ニモ亦適用スヘキモノトス

第八条 外国ニ於テ日本人ノ生ミシ總テノ子ハ日本人ナリ日本人タルノ分限ヲ失ヒシ所ノ日本人ノ外国ニ於テ生ミシ總テノ子ハ第三条ノ第二項ニ因リ定ムル法式ヲ

履行スルニ於テハ何時ニテモ其分限ヲ復スルコトヲ得

第九條 外國人ハ日本ニ居住セスト雖モ日本ニ於テ又ハ外國

ニ於テ其外國人ノ日本人ニ對シテ負フタル所ノ義務ノ  
執行ノ為メ日本ノ裁判所ニ呼出サルルコトヲ得

第十條 日本人ハ外國人ニ對スルト雖モ外國ニ於テ負フタル

所ノ義務ヲ執行ノ為メ日本ノ裁判所ニ呼出サルルコトヲ得

第十一條 日本人タルノ分限ハ左ノ諸件ニ因リ失フモノト

第一 外國ニ於テ得タル 帰化ノ事

第二 外國 政府ヨリ与ヘタル公ケノ職務又ハ

貴族ノ名稱ヲ政府ヨリ允許サレズシテ受諾スル事

第三 帰ルコトノ心ナク外國ニ於テ為シタル總テノ

定住

商業ノ為メノ定住ハ決シテ帰ルコトノ心ナク為シタルトシ

テ思考スルコトヲ得ス

第十二條 日本人タルノ分限ヲ失ヒシ所ノ日本人ハ政府ノ

允許ヲ以テ日本ニ帰リ及ヒ日本ニ住居ヲ定メ而モ右ノ

分限ヲ復サント欲スルコトト日本ノ法律ニ反スル總テノ

格別ノ榮譽ヲ拋棄スルコトト申述スルニ於テハ

何時ニ限ラス日本人タルノ分限ヲ復スルコトヲ得

第十三條 前條ノ條目ハ外國人ト契約セシ婚姻ノ效ニ因

リ日本人タルノ分限ヲ失ヒシ所ノ女ニ適用スヘキモノトス

第十四條 第八條、第十二條及ヒ第十三條ニ因リ定ムル場合

ニ於テ日本人タルノ分限ヲ復スル所ノ各人ハ其時期ノ後

己レノ利益ニ於テ開始シタル權利ヲ行フ事ノ為メニ非レハ

決シテ其分限ヲ益用スルコトヲ得ス

第十五條 政府ノ允許ナク外國ノ兵 役ニ服シ又ハ外

國ノ兵 社ニ加入スル所ノ日本人ハ日本人タルノ分

限ヲ失フモノトス

其日本人ハ政府ノ許可ヲ得サレハ日本ニ帰リ來ルコトヲ

得ス及ヒ外國人ノ日本人トナル為メ其外國人ニ負セラレタ

ル帰化ノ為メノ要件ヲ履行スルニ非レハ日本人タルノ分

限ヲ復スルコトヲ得ス但シ右ニ記スル諸件ト本国ニ對シ

兵器ヲ執リ又ハ執ラント試ムル所ノ日本人ニ對シ刑 法ニ

記載スル刑ト相觸ルルコト無シトス

第二章 私權ヲ行フ事

第十六條 左ニ記スル者ハ此民法ニ因リ為シタル區別ニ

從ヒ概シテ私權ヲ行フコト能ハザルモノトス

第一 幼者

第二 治産ノ禁ヲ受ケタル者

第三 結婚シタル女

第十七條 重罪又ハ輕罪ノ為メ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ刑法

ニ因リ定ムル條目ニ從ヒ其私權ヲ行フ事ヲ禁ゼラルルモノ

トス

第二卷 身分証書

第一章 總則

第十八條 身分証書ハ出產、養子、婚姻、離婚、死去等ノ如キ人ノ身分ヲ組成スル所ノ總テノ事柄ヲ公ケニ証スル為メ身分取扱役ノ役所ニ於テ設ケタル簿冊上ニ記入スヘキ所ノ証書ナリ

第十九條 身分証書ヲ記入スル所ノ簿冊ハ各身分取扱役ノ役所ニ於テ二タ通り設ケヘシ此ノ簿冊ハ身分証書ノ簿冊ト名ツク

第二十條 身分証書ニ於テハ身分取扱役ハ出席人ヨリ申述スヘキ所ノ事柄并ニ其申述ノアリタル年、月、日、時及ヒ其申述ニ關係アル總テノ人ノ姓、名、年齢、職業、住所ヲ表明スヘシ

第二十一條 身分証書ニ付テノ申述ヲ為スノ義務アル者ハ公正ノ名代証書ヲ具有スヘキ名代人ヲ以テ己レニ代ハラシムルコトヲ得

第二十二條 身分証書ノ記入ノ為メニハ証人ヲ必要トス其証人ハ關係人ノ撰ミニテ男且ツ丁年ノ者ノミタルヘシ

第二十三條 身分取扱役ハ簿冊上ニ記入シタル身分証書ヲ出席人ニ誂聞カスヘシ

第二十四條 其証書ハ身分取扱役及ヒ出席人自署及ヒ押印スヘク又ハ出席人ノ自署スルノ妨ケトナル所ノ原由ノ記載ヲ

為ス可シ

第二十五條 身分証書ノ簿冊ハ公用野紙ヲ以テ作ルヘク且ツ初審裁判所ノ上席人ハ第一葉ニ「第一」ト書シ終葉ニ「終り」ト書シ而メ各葉ニ割印及ヒ番号ヲ附スヘシ

第二十六條 身分証書ハ其簿冊上ニ一モ空白ナク連続シテ記入スヘシ塗抹及ヒ参照ノ書入ハ身分取扱役及ヒ出席人其証書ノ本文ト同一ノ方法ニテ自署及ヒ押印スヘシ

第二十七條 毎年ノ終ニ身分取扱役ハ其簿冊上ニ奥書ヲ為スヘク而メ翌年ノ第一月内ニ二タ通りノ簿冊ノ中其一通ヲ其役所ノ最モ安全ナル場所ニ藏メ他ノ一通ヲ初審裁判所ノ書記局ニ藏ムヘシ

第二十八條 總テノ人ハ身分証書ノ簿冊ノ預リ人ヨリ其簿冊ノ抜き書ヲ自己ノ費用ニテ己レニ渡サシムルコトヲ得其抜き書ハ其預リ人自署及ヒ押印スヘク而メ贋造ノ誂アル迄ハ眞正トスヘシ

第二十九條 若シ身分証書ノ簿冊ノ存在セズ又ハ其簿冊ヲ失フトキハ其關係人其簿冊ノ存在セサル事又ハ其簿冊ヲ失ヒシ事並ニ己レノ身分ヲ記書又ハ証人ニ因リ証スルコトヲ許スヘシ

第三十條 身分ニ係ル証書ノ記載ヲ既ニ記入シタル他ノ証書ノ端ニ為スヘキ所ノ總テノ場合ニ於テハ關係人ノ願ヒニ

テ身分取扱役己レノ保チタル簿冊上ニ其記載ヲ為スヘシ  
 初審裁判所ノ書記役ハ身分取扱役ヨリ其裁判所ノ書記局ニ  
 為スヘキ所ノ通知ノ上己レノ保チタル簿冊上ニ前ト同一ノ  
 記載ヲ為スヘシ

第三十一条 若シ身分取扱役及ヒ書記役ノ前數条ニ違フ背ス  
 ルトキハ関係人ヘノ損失ノ償ヒニ触ルルコトナク十円ニ過  
 クヘカラサル罰金ヲ以テ罰セラルヘシ

第三十二条 身分証書ヲ贗造シ又ハ變造スル所ノ身分取扱  
 役、裁判所ノ書記役及ヒ其他ノ人ハ刑法ニ載スル刑ヲ以テ  
 罰セラルヘシ

第三十三条 偽リノ申述ヲ為ス所ノ人及ヒ其申述ニ立會フ所  
 ノ証人ハ亦刑法ニ載スル刑ヲ以テ罰セラルヘシ

第三十四条 檢察官ハ簿冊ノ景状ヲ檢視スヘク而メ若  
 シ其簿冊ニ違フ則アルトキハ刑ノ適行ヲ求ムヘシ

第三十五条 身分証書ニ於ル錯誤、改正ノ訴ハ其証書ヲ  
 記セシ場所ノ初審裁判所ニ為スヘク而メ裁判所ハ檢察官ノ  
 請求メノ上ニテ裁判ヲ言渡スヘシ若シ関係人ヲ呼出スノ  
 要アルトキハ呼出スコトヲ得

第三十六条 其改正ノ裁判言渡ラ得ル所ノ原告人ハ身分取  
 扱役ニ其裁判言渡書ヲ渡スヘク其裁判言渡書ハ身分取扱役  
 ニ渡サルルヤ否身分取扱役簿冊上ニ記入シ且ツ其改正シ  
 タル証書ノ端ニ其裁判言渡書ノ記載ヲ為スベシ但シ控訴ノ

場合ハ別段ナリ

第三十七条 初審裁判所カ身分ニ係ル証書ヲ裁判スル總テノ  
 場合ニ於テ関係人ハ其裁判言渡ヲ控訴ノ方法ニ因テ駁撃ス  
 ルコトヲ得

第三十八条 外国ニ於テ作りタル日本人及ヒ外国人ノ總テノ  
 身分証書ハ其國ニ於テ用フル法式ニ於テ記成シタルトキハ  
 眞正ノモノトス

第三十九条 外国ニ於ケル日本人ノ總テノ身分証書ハ日本ノ  
 法律ニ循ヒ實際取扱官又ハ領事ノ記シタルトキハ  
 有効ノモノトス

第二章 出生ノ証書

第四十条 出生ノ申述ハ分娩ノアリシ日ヲ算セス其分娩  
 ヨリ七日内ニ其場所ノ身分取扱役ニ為スヘシ

第四十一条 子ノ出生ハ父ヨリ申述スヘシ又父ノアラサルニ  
 於テハ其分娩ニ立會シ所ノ總テノ人ヨリ申述スヘシ

第四十二条 總テ前二条ヘノ違フ背ハ刑法ニ載スル刑ヲ以  
 テ罰セラルルモノトス

第四十三条 出生ノ申述ヲ為ストキハ身分取扱役ハ証人ノ面  
 前ニテ即時ニ其証書ヲ記スヘシ  
 第四十四条 出生ノ証書ニハ出生ノ年、月、日、時、場所、  
 其子ノ男女、其子ニ与ヘントスル所ノ名、父母及ヒ証人ノ  
 姓、名、職業、住所ヲ表明スヘシ



第四十五条 私人ノ子ノ出產ノ証書ニ於テハ出席人ヨリ父ヲ表示スル時ニテモ父ノ姓名ヲ掲出スヘカラス但シ父自ラ其子ヲ認ムルコトヲ申述スル所ノ場合又ハ父其子ノ認メノ証書ヲ差出ス所ノ場合ハ別段ナリ

第四十六条 若シ身分取扱役、或人カ初生ノ子ヲ見出シタルコトノ申述ヲ受クルトキハ出產ノ簿冊上ニ其子ノ見掛ケノ年齢、其男女、其子ニ与ヘントスル所ノ姓名并ニ其子ノ渡サレントスル所ノ人ノ姓名、職業、住所ヲ記入スヘシ

第四十七条 若シ出產ノ証書ヲ記スル前ニ子ノ死去スルトキハ身分取扱役死去ノ簿冊上ニ出產ノ証書ト死去ノ証書トニ均シク用立ツ所ノ証書ヲ記入スヘシ

第四十八条 若シ出產ノ証書ノ記成ノ後ニ父私生ノ子ヲ認ムルトキハ其認メノ証書ヲ身分取扱役ニ差出スヘク身分取扱役ハ其出產ノ証書ノ端ニ其認メノ証書ヲ記載スヘシ

第四十九条 兵 船 又ハ商 船ニ於テ航海 海中ニ子ノ生ルルトキハ其父ト其船ノ乗組人中ヨリ撰ミタル証人トノ面前ニ於テ其船長二十四時内ニ出產ノ証書ヲ乗組人姓名簿ノ末ニ記ス可シ

第五十条 船ノ着スル所ノ最初ノ港ニ於テ其出產証書ノ公正ナル 写ヲ日本ノ港ニ於テハ其港ノ身分取扱役ニ差出シ其身分取扱役ハ父又ハ母ノ住所ノ身分取扱役ニ送達ス可ク又外国ノ港ニ於テハ交際取扱官 又ハ領事ニ差

出シ其交際取扱官又ハ領事ハ外務省ニ送り外務省ハ父又ハ母ノ住所ノ身分取扱役ニ達セシムル為メ府県ノ庁ニ送ル可シ

### 第三章 婚姻ノ証書

第五十一条 婚姻ヲ行ヒシトキハ關係人ハ三日内ニ其場所ノ身分取扱役ニ下ニ記スル所ノ事ヲ申述スヘシ

第一 夫妻ノ姓、名、年齢、職業、住所、出產ノ場所

第二 夫妻ノ父母及ヒ養父母ノ姓、名、職業、住所

第三 父母、養父母、其他ノ尊屬親又ハ親族會議ノ承諾 申述人ハ其承諾ヲ証スル証書ヲ差出ス可シ

第四 証人二人ノ姓、名、年齢、職業、住所

第五 婚姻ヲ行ヒシ年、月、日

第六 婚姻ノ契約書アルトキハ其契約書ノ日附並ニ其契約書ヲ記シタル公証人ノ姓、名、居所

第五十二条 婚姻ノ申述ヲ為ストキハ身分取扱役即時ニ証人二人ノ面前ニ於テ前 條ニ載スル所ノ事ヲ包含スル所ノ婚姻ノ証書ヲ記スヘシ

### 第四章 死去ノ証書

第五十三条 埋葬ハ身分取扱役ノ免許状ナクシテ為スヘカラス身分取扱役ハ死去ヲ見届クル為メ死者ノ所ニ至リタル後ニ非サレハ其免許状ヲ渡スコトヲ得ス但シ警察ノ法則ニ因リ定ムル場合ハ別段ナリ

第五十四条 死去ノ申述ハ二十四時内ニ血屬親又ハ其他ノ者ナル証人ヨリ其場所ノ身分取扱役ニ為スヘク其身分取扱役ハ其申述ニ拠リ死去ノ証書ヲ記スヘシ

第五十五条 死去ノ証書ニハ下ニ記スル所ノ事ヲ包含スヘシ

第一 死者ノ姓、名、年齢、職業、住所、出産ノ場所

第二 死者ノ結婚シテアルトキ又ハ「ベウフ」デアルト

キハ他ノ夫又ハ妻ノ姓、名

第三 死去ヲ申述スル者ノ姓、名、職業、住所

第四 死者ノ父母ノ姓、名、職業、住所

第五 死去ノ年、月、日、時、場所

此等ノ表、明ノ中ニ若シ知ルコトヲ得サル所ノモノアルト

キハ其記載ヲ為スヘシ

第五十六条 非命死ノ証跡又ハ徵憑アルトキ又ハ非命死タルヲ推量セシムル景況アルトキハ警察ノ役員カ医師ノ

助ケヲ得テ死骸ノ有様及ヒ之ニ関スル景況ト死者ノ姓名、

年齢、職業、住所、出産ノ地ノ調査ヲ作りタル後ニ非

サレハ埋葬ヲ為スコトヲ得ス

第五十七条 警察ノ役員ハ其人ノ死セシ所ノ地ノ身分取扱役

ニ直チニ其調査ノ写ヲ送達ス可ク其写ニ拠リ死去ノ証書ヲ

簿冊ニ記入ス可シ

第五十八条 刑ヲ言渡サレタル者ノ死刑ノ執行ノ場合ニ於

テハ当管ノ官吏第五十五条ニ載スル所ノ事ヲ包含スル書

面ヲ其場所ノ身分取扱役ニ達スヘク其身分取扱役ハ其書面ニ拠リ死去ノ証書ヲ記スヘシ

第五十九条 非命死又ハ獄舎、徒刑場内ニ於テ死スル場合又ハ死刑ノ執行ノ総テノ場合ニ於テハ死去ノ証書上ニ

此等ノ景況ノ一ノ記載モ為スヘカラス

第六十条 航海中ニ死去アル場合ニ於テハ其乗組人中ヨリ撰

ミタル証人ノ面前ニ於テ船長二十四時内ニ死去ノ証書ヲ作

ル可シ

其死去ノ証書ハ乗組人姓名簿ノ末ニ記ス可ク其他ノ

法式ニ付テハ第五十条ニ因リ定ムル法式ニ従フ可シ

注(1) 司法省用箋(八行罫紙)使用、手書き。作成時期につ

き、向井・前掲論文(「まえおき」参照)一八頁は、明治

一三年初頭と推定している。

(2) 「茲ニ記スル『ナチュラリザシオン』ハ日本人ノ外

國ノ籍ニ入り外國人トナルヲ云フニアレハ帰化ノ訳字ハ

蓋シ不当ナレトモ第五条ニ『ナチュラリザシオン』ヲ帰

化ト訳シタレハ此ノ所ニモ亦姑ラク帰化ノ訳字ヲ用ヒ置

ケリ」との割注がついている。

(3) 「但シ日本政府ヲ云フ」との割注がついている。

(4) 欄外に「仏九十九条 此条可改正」との朱字の書込

みがある。

(5) 「原語ヲ直訳スレハ『自然ノ子』ト云フノ義」との判注がついている。

(6) 原文は「三月」であるが、「月」が朱字で「日」と訂正されている。

(7) 「配偶者ヲ亡ヒシ者」との判注がついている。

#### 四 立法資料 明治十三年 民法編纂局書類<sup>(1)</sup>

##### 第三卷 住所<sup>ドコロ</sup>

第六十一条 総テノ日本人ノ住所ハ其主タル居所ナリ

第六十二条 住所ノ変易ハ他ノ場所ニ於ル現在ノ居住ノ実

事ト他ノ場所ニ其主タル居所ヲ定ムルノ意トヲ合スル

ニ因リ成ルモノトス

第六十三条 其意ノ証拠ハ人ノ去ラントスル所ノ場所ノ戸長

ノ役場ト人ノ其住所ヲ移サントスル所ノ場所ノ戸長ノ役場

トニ為ス明確ナル申述ヨリ生スルモノトス

第六十四条 明確ナル申述ノアラサルニ於テハ其意ノ証拠ハ

景況ニ関スルモノトス

第六十五条 総テノ公ケノ職務ヲ承クル事ハ官吏ノ

其職務ヲ行フヘキ所ノ場所ニ於テ其官吏ノ住所ノ転移ヲ

起スモノトス但シ反対ノ証拠アルトキハ別段ナリ

第六十六条 結婚シタル女ハ其夫ノ家ニ其住所ヲ有スヘシ

後見ヲ免カレサル幼者ハ父母ノ家ニ其住所ヲ有スヘク

民法成立史一斑 (一)

而メ父母ノアラサルニ於テハ後見人ノ家ニ其住所ヲ有スヘシ

治産ノ禁ヲ受ケタル者ハ後見人ノ家ニ其住所ヲ有スヘシ

第六十七条 他人ノ家ニ於テ仕ヘ又ハ労働スル所ノ丁年者

ハ其他人ト同一ノ家屋内ニ居住スルトキハ其他人ノ家ニ

己レノ住所ヲ有スヘシ

第六十八条 人権ノ訴又ハ動産ノ訴ハ被告人ノ住所ノ裁

判所ニ持出スヘシ

総テノ裁判上ノ証書ハ關係人ノ一方ヨリ他ノ一方ノ住所ニ

公達スヘシ

第六十九条 財産相続ハ死者ノ住所ニ於テ開始スヘシ

第七十条 若シ一ツノ証書ニ關係人双方又ハ其中ノ一方ニテ

其同証書ノ執行ノ為メ現在ノ住所ノ場所ヨリ他ノ場所ニ於

ケル住所ノ撰定ヲ包含スルトキハ其証書ノ執行ニ関スル公

達ハ約定シタル住所ニ為スヘク及ヒ其証書ノ執行ニ関スル

訴訟ハ其住所ノ裁判所ニ為スヘシ然レトモ債主ノ

独占ノ利益ノ為メニ住所ヲ撰定シタルトキハ債主ノ撰

定ニ從ヒ公達ハ其負債者ノ現在ノ住所ニ為スコトヲ得及ヒ

訴訟ハ其住所ノ裁判所ニ為スコトヲ得

#### 第四卷 失踪<sup>アキラカシク</sup>

##### 第一章 失踪ノ思量<sup>アキラカシクノシヨウリヤウ</sup>

第七十一条 若シ人ノ消息ナク其住所又ハ其居在ノ場所ニ

現出セシ、而メ其失踪ヲ思量スルノ要アルトキハ關係人其人ノ住所ノ初審裁判所ニ其管財人ヲ任センコトノ為メ訴出ルヲ得但シ失踪ノ思量ヲ受ケタル者其財産ノ管理ノ為メ名代ノ委任状ヲ遺シタルトキハ別段ナリ

第七十二条 失踪ノ思量ヲ受ケタル者ノ債主ハ管財人ニ對シ訴訟ヲ為スコトヲ得

第七十三条 管財人ハ失踪ノ思量ヲ受ケタル者ノ權利ヲ保全スル為メ總テノ所為ヲナスヘシ

第七十四条 檢察官ハ失踪ノ思量ヲ受ケタル者ノ利益ヲ監視スルコトヲ特別ニ任セラレ而メ其失踪ノ思量ヲ受ケタル者ニ關係スル所ノ總テノ訴訟ニ付テハ其意見ヲ聽カルヘシ

第二章 失踪ノ公告

第七十五条 若シ人ノ其住所又ハ居在ノ場所ニ現出セス而メ三年以來其消息ヲ得サルトキハ關係人其失踪ノ思量ヲ受ケタル者ノ住所ノ初審裁判所ニ其失踪ヲ公告センコトノ為メ訴出ルヲ得

第七十六条 其訴訟ヲ受クル裁判所ハ其差出スル所ノ証拠書類ニ拠リ檢察官立會ノ上証人審問ヲ為サンコトヲ命スヘシ

若シ失踪ノ思量ヲ受ケタル者ノ居在ノ場所カ其住所ト異ナリテアルトキハ其裁判所ハ居在ノ場所ノ裁判所ニ亦同一ノ方法ニテ証人審問ヲ為サンコトノ為メ「コムミツシオン、ロガトール」ヲ宛送ルヘシ

第七十七条 裁判所ハ其訴訟ニ付キ裁定スルニ於テ失踪ノ理由及ヒ失踪ノ思量ヲ受ケタル者ノ消息ヲ得ルノ妨ケトナル原因ニモ亦注意スヘシ

第七十八条 若シ裁判所カ証人審問ノ後失踪ヲ公告スルノ必要ナルコトヲ思考スルトキハ失踪公告ノ裁判言渡ヲ為スヘシ 其裁判言渡ハ訴訟 法ニ因リ定ムル方法ニテ公ケニ為スヘシ

注(1) 司法省用箋(八行罫紙)使用、手書き。第一葉右下に「校了」と朱記されている。体裁および記載内容からみて、資料三に接続する部分とみられる(向井・前掲論文「まえおき」参照)一七頁)。

- なお、この文書は、民法編纂局章程、財産編草案(一四五〜一九五条)、財産編目録、ボアソナード起稿、日本民法草案講義、出版広告に関する伺いと回答、財産編數カ条の注釈などの書類(以上、いずれも本稿で採録予定)とともに綴じ込まれているものである。
- (2) 「人権ニ付テノ權利者ヲ云」との割注がついている。
  - (3) 「人権ニ付テノ義務者ヲ云」との割注がついている。
  - (4) 「一ノ裁判所ヨリ他ノ裁判所ニ其管轄地内ニ於テ訴訟審理ノ手續ヲ為スヲ托スル為メ差送ル委任状ヲ云」との割注がついている。